

＜ 質問回答書 ＞

県営熊野住宅48号館ほか6棟建替その他工事に伴う基本設計及び1期実施設計委託の公募型建築プロポーザル質問事項について、次のとおり回答します。

番号	質問日	分類		質問事項	回答	回答日
		対象資料	対象部分			
1	R2. 6. 22	別紙 2 別紙 4	技術者の技術力	プロポーザル説明書の1次審査の評価基準について、同種業務及び類似業務の用途にはサービス付き高齢者向け住宅や寄宿舍も含まれますでしょうか。	評価基準 (P. 15, P. 20) の「共同住宅」の対象範囲は、建築基準法上の「共同住宅」または「寄宿舍」とします。 サービス付き高齢者向け住宅については、建築基準法上の用途が「共同住宅」または「寄宿舍」に該当する場合は対象とします。	R2. 6. 25
2	R2. 6. 22	別紙 3	2次審査の評価基準	2次審査に1次審査の評価点は加点されるのでしょうか。	別紙 3 (説明書P. 17) のとおり、2次審査に1次審査の評価点は加点されません。	R2. 6. 25
3	R2. 6. 22	説明書P. 82	配置図	配置図の図面データを提供していただけますでしょうか。	追加図面-1として、配置図CADデータを公表します。 ただし、正確な測量によるものではないため、委託契約後の設計にあたっては、説明書P. 64に示しているとおり、測量を行うこととしています。	R2. 6. 25
4	R2. 6. 23	説明書P. 4	7(2)ア(カ)	本店を広島県外で登記しているが、本社機能は広島県内にある場合、参加資格はどのようなになるか。	説明書P. 4のとおり、「広島県内に本店を有していること。」を資格要件としています。	R2. 6. 25
5	R2. 6. 24	別紙 2 別紙 4	技術者の技術力	1次審査の評価基準について 技術者の同種又は類似業務の共同住宅として認められる用途は国交省告示15号及び告示98号の建物の類型の第六号に掲げられているものと判断してよろしいですか。	評価対象とする用途については、国土交通省告示第98号の別添二の用途とはしていません。 「共同住宅」の対象範囲は質問1の回答のとおりです。	R2. 6. 25
6	R2. 6. 24	様式 2 様式 3 様式 4-1 ～様式 4-5	設計業務の実績	参加表明書に記載する業務実績等の根拠資料は提出者の証明で替えることができ提出の必要がないと考えてよろしいですか。	設計業務の実績については貴見のとおりです。 保有資格、受賞歴及び継続教育 (CPD) 取得時間数については、その資格等を証明する書類を添付してください。	R2. 6. 25

＜ 質問回答書 ＞

県営熊野住宅48号館ほか6棟建替その他工事に伴う基本設計及び1期実施設計委託の公募型建築プロポーザル質問事項について、次のとおり回答します。

番号	質問日	分類		質問事項	回答	回答日
		対象資料	対象部分			
7	R2.6.24	説明書P.4	7(2)ア(カ), 7(4)	①提出者は広島県内に本店を有することになっていますが、協力事務所については県外本店でも可能であると考えてよろしいですか。 ②また、協力事務所は広島県の入札参加認定が必要でしょうか。	①貴見のとおりです。 ②広島県の入札参加資格の認定を受けていることを条件とはしていません。ただし、広島県の指名除外措置を受けている場合、資格はありません。	R2.6.25
8	R2.7.1	説明書 P.6, P.21	8(2)ア(ウ)⑥	積算の主任担当技術者のCPD実績証明書はBSIJ・CPD単位取得証明書(日本建築積算協会より発行)でも宜しいでしょうか。	CPD取得単位の証明については、認定プログラムであれば、「建築CPD運営協議会」以外の実施機関が発行する証明書でも可とします。	R2.7.7
9	R2.7.1	説明書 P.6, P.21	8(2)ア(ウ)⑤	地方公共団体主催の、建設することを前提とした公募型プロポーザルにおける特定や入賞は、受賞歴として宜しいでしょうか。	地方公共団体主催の、建設することを前提とした公募型プロポーザルにおける特定や入賞については、受賞歴の対象としていません。	R2.7.7
10	R2.7.1	—	—	本件の対象敷地又は隣接する敷地(例えば中央ブロックの高層住宅1,2号館の敷地)の地質調査の資料を提供して頂くことは可能でしょうか。	追加図面ー2として、中央ブロックの地質調査資料を参考に公表します。 本件の対象敷地の地質調査については、プロポーザルの提案内容を踏まえて、県で別途実施し設計者へ提供します。 なお、中央ブロックの範囲は、盛土部分であることから杭基礎を採用しておりますが、本件の対象敷地は、切土部分と考えられることから直接基礎を想定しています。	R2.7.7
11	R2.7.1	—	—	現在の南ブロック(48~54号館)の居住状況(住戸タイプ別)をご明示ください。	追加資料ー1として、入居状況(住戸タイプ別)の資料を公表します。	R2.7.7
12	R2.7.3	説明書 P.51	2(4)ア	建築設計業務委託特記仕様書. 2(4)アに「児童遊園、集会所は使用できない期間がないよう整備する時期を決定すること」とあります。 このうち児童遊園は、1期工事エリアにあり安全面を考慮すると、1期工事期間中は児童遊園の使用が困難ではないのではないかと思います。 或いは、1期工事エリア内に工事の隣接地へ仮設の児童遊園の盛替えを行う等して、継続的に使えるようにした方が良いでしょうか。 この児童遊園の使用期間について、ご教授下さい。	児童遊園については、工事中で使用できない期間は、隣接する中央ブロックの児童遊園等を使用することとするため、仮設の児童遊園の設置は不要とします。	R2.7.7

＜ 質問回答書 ＞

県営熊野住宅48号館ほか6棟建替その他工事に伴う基本設計及び1期実施設計委託の公募型建築プロポーザル質問事項について、次のとおり回答します。

番号	質問日	分類		質問事項	回答	回答日
		対象資料	対象部分			
13	R2.7.3	—	—	48～54号館の建物の住戸型構成，各建物の現在の世帯構成及び最新の入居率をご提示いただけないでしょうか？	質問11の回答のとおりです。	R2.7.7
14	R2.7.3	—	—	敷地の地盤状況が分かる資料（既存建物建設時のボーリング調査結果等）をご教示いただけないでしょうか。	既存建物建設時のボーリング調査結果等はありません。敷地の地質に対する考え方は質問10の回答のとおりです。	R2.7.7
15	R2.7.3	—	—	48～54号館の既存図面がありましたら，ご教示いただけないでしょうか。	48～54号館については，標準設計により建設されており，48号館・49号館と50～54号館の2タイプの建物形式があります（同じ建物形式でも戸数の違いはあります）。追加図面として，参考に次の既存図面データを公表します。 <ul style="list-style-type: none"> ・追加図面－3：49号館の既存図面データ ・追加図面－4：52号館の既存図面データ ・追加図面－5：集会所の既存図面データ 	R2.7.7
16	R2.7.3	—	—	既存の集会場は，現在利用されていますでしょうか。利用されているのであれば，利用状況をご教示いただけないでしょうか。（頻度，目的，人数等）	既存集会所は現在も自治会の役員会議等で利用されており，月に3から5回程度，利用人数は10名から多い時で60名が利用しております。	R2.7.7